

# 平成 25 年度 介護保険料額と納付方法のお知らせ

**豊頃町の基準保険料額 月額 4,664 円**

## ○あなたの介護保険料は？

基準保険料額をもとに、本人と世帯員の町民税の課税状況や本人の所得金額に応じて保険料が決定されます。平成 24・25・26 年度の保険料額は下記のとおり算出されます。

### 平成 25 年度 介護保険料額

所得段階	対象者	基準額	調整率	保険料額
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	月額 4,664 円	× 0.5	27,900 円 / 年
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入＋合計所得が 80 万円以下の方		× 0.5	27,900 円 / 年
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入＋合計所得が 80 万円を超えて 120 万円以下の方		× 0.62	34,700 円 / 年
	世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入＋合計所得が 120 万円を超える方		× 0.75	41,900 円 / 年
第 4 段階	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入＋合計所得が 80 万円以下の方		× 0.87	48,600 円 / 年
	世帯に町民税課税者がいるが、本人は非課税で、本人の年金収入＋合計所得が 80 万円を超える方		× 1.0	55,900 円 / 年
第 5 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が 125 万円以下の方		× 1.12	62,600 円 / 年
第 6 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が 125 万円を超えて 190 万円未満の方	× 1.25	69,900 円 / 年	
第 7 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得が 190 万円以上の方	× 1.5	83,900 円 / 年	

※年金収入 町民税の課税対象となる年金の収入です（障害年金・遺族年金は含まれません）。

※合計所得 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

## 介護保険料の納付方法

### < 特別徴収と普通徴収 >

年金が年額 18 万円以上の方は、保険料が年金から天引き（特別徴収）されます。

徴収額は、4・6・8 月には前年度 2 月（平成 25 年 2 月）の保険料額をもとに仮に算定した保険料を納め（仮徴収）、10・12・2 月は平成 25 年度町民税の課税状況から算定した保険料から仮徴収分を除いた額を納めます（本徴収）。

また、年金が年額 18 万円未満の方は、役場から送付する納付書により、役場窓口や口座振替で納めます（普通徴収）。

普通徴収の方は、口座振替にすると納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

納付書が届きましたら、同封の「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、送付してください。

### < こんな時は普通徴収になります >

年金が年額 18 万円以上の方は、本来特別徴収により納めますが、次のような場合には一定期間、普通徴収により納めることとなります。

- ・ 年度途中で 65 歳になったとき
- ・ 他の市町村から転入したとき
- ・ 年金支給が一時差し止めになったとき
- ・ 前年度 2 月（平成 25 年 2 月）に保険料が天引きされていないとき など



問合せ先

役場福祉課介護保険係 ☎ (574) 2214

## 国民年金からのお知らせ

### 国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？

20 歳以上であれば学生の方も国民年金に加入しなければなりません。しかしほとんどの学生は所得がありませんので、国民年金に加入しても保険料を納めることが困難です。そこで学生本人の所得が一定額以下である方が社会人になってから保険料を納めることができる学生納付特例制度があります。

#### ※ 平成 24 年中の所得基準

118 万円＋（扶養親族数 × 38 万円）＋社会保険料控除等

### ◆申請手続きが必要です・・・

学生納付特例制度を利用するには、申請をして承認を受ける必要があります。

「国民年金保険料学生納付特例申請書」に必要事項を記入のうえ、住民登録している市区町村の国民年金担当窓口へ提出してください。



#### 手続きに必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 在学証明書または学生証の写し
- ④ 源泉徴収票、確定申告書等の写し（学生本人に所得がある場合）
- ⑤ 雇用保険被保険者離職者証、雇用保険受給資格者証の写し（失業したことにより学生納付特例の申請を行う場合）

### ◆承認を受けると・・・

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

学生納付特例期間は老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。

10 年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができますので、満額の老齢基礎年金を受け取るためにも、卒業したら忘れずに追納してください。

なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

### ◆平成 25 年度も引き続き学生納付特例を希望する方へ・・・

学生納付特例は、前年の所得を確認して決定されますので、毎年度申請が必要となります。前年度に承認された方で本年度も同じ学校に在学される方には、申請書（ハガキ）が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入の上、返送することにより申請を行うことができます。4 月末日までに提出してください。（在学証明書、学生証の写しの添付不要）

ただし、在学される学校等に変更のある方はこの申請書で申請することはできません。

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西 1 条南 1 丁目）☎ 0155 (25) 8113

役場住民課住民環境係 ☎ (574) 2213

▼平成 25 年度介護保険料額と納付方法のお知らせ  
広報とよころ

▼国民年金からのお知らせ  
広報とよころ

役場だより

役場だより

## 平成 25 年度町外通勤者助成金のご案内

町内に居住し町外へ通勤する若者（18歳以上30歳以下の方）に月額5千円の豊頃町商品券を支給します。

### ☆ 次のすべての要件に該当する方

- ① 町内に居住し、町外の職場に通勤している方
- ② 昭和57年4月2日～平成7年4月1日生まれの方
- ③ 月10日以上町外通勤日数が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を完納している方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと。

### ☆ 助成基準日

助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。



### ☆ 助成金額

月額5千円分の豊頃町商品券を支給します。ただし、通勤実績に応じて支給月数が変わります。

### ☆ 申請時期

上半期の申請は9月末日まで、下半期の申請は3月末日までの申請となります。

### ☆ 交付時期

上半期分・下半期分の助成金は、申請月の翌月までに交付します。  
10月（上半期分）4月（下半期分）

※ 詳細については企画課町づくり推進係までお問い合わせください。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

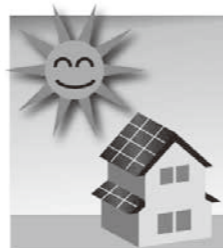
## 平成 25 年度豊頃町住宅用太陽光発電システム導入補助金のご案内

### ☆ 補助金を申請できる方

お住まいの住宅に太陽光発電システムを新たに設置する方で、町税を滞納していない方です。

### ☆ 補助対象となる太陽光発電システム

- ① 未使用のものに限ります（中古品は対象外）。
- ② 電力会社と電力供給契約を締結しなければなりません。
- ③ 省エネナビが設置されていなければなりません。
- ④ その他、詳細についてはお問い合わせください。



### ☆ 補助金の金額

太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり5万円（上限20万円）です。  
例：公称最大出力が3.5kWのシステムの場合、5万円/kW × 3.5kW = 17.5万円です。

### ☆ 補助金を受けた方の義務

- ① 助成を受けた方には半年毎に運転状況の報告が義務付けられます。
- ② 助成を受けて設置された対象システムは、設置後15年間は処分できません。

### ☆ 国の補助

詳細は「太陽光発電普及拡大センター」にご相談ください。

経済産業省の補助金受付窓口  
一般財団法人 太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター（J-PEC） ☎ 043-239-6200  
〒261-7112 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBG マリブイースト 12F

※ 詳細については企画課町づくり推進係までお問い合わせください。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

## 豊頃町定住促進等住宅取得補助事業のご案内

豊頃町では本町に定住する人口の確保を図るため、自ら居住するための住宅を**新築**もしくは**建替**をする方、または**中古住宅**を購入する方に対する支援措置として、補助金の交付を行います。事業の期間は平成24年度から平成26年度までの3年間です。

### 交付対象住宅

新築	用地取得費を除く建築に係る費用が700万円以上で、居住部分の床面積が70平方メートル以上の住宅を新たに建てる場合
建替	現に町内に住宅を有する者、またはその世帯員のいずれかが所有する住宅に居住している者が、居住部分の床面積が70平方メートル以上で、建築に係る費用が700万円（用地取得費を除く）以上の住宅を建てる場合
中古住宅	居住部分の床面積が70平方メートル以上で、過去に住居として使用された住宅。ただし、3親等内の親族から購入する住宅は除く

### 補助金の額

区分	事業内容	補助金	
		現金	豊頃町商品券
新築	住宅新築補助金	80万円	20万円
	町内業者施工のときの増額補助金	50万円	—
	豊頃南町宅地分譲地建設のときの増額補助金	60万円	20万円
中古	中古住宅購入補助金	30万円	20万円
	町内業者施工によるリフォームのときの増額補助金	50万円	20万円

- (1) 建替の補助金額は、新築の2分の1相当額になります。
- (2) 町内業者施工の増額補助金は、元請業者が町内業者である場合に限りです。
- (3) 中古住宅購入補助金は、用地代金を除く購入価格の20パーセント以内、50万円が限度です。
- (4) リフォームの増額補助金は、リフォームに要した額の20パーセント以内、70万円が限度です。

### 補助金申請

補助金の交付を受けようとする方は、対象となる住宅に入居した日から1年以内に「豊頃町定住促進等住宅取得補助金交付申請書」に必要な書類を添えて町企画課へ提出してください。

また、中古住宅を取得し補助金の交付を受けようとする方は、正式申請の前に事前の届出書の提出が必要となります。

詳細については企画課町づくり推進係までお問い合わせください。

### 補助金の返還について

次の場合、当該補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金額の全部または一部の返還を命ずることがあります。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 申請後に同一世帯員のいずれかが、要綱に規定にする暴力団員であることが判明したとき。
- (3) 住宅取得の日から10年未満で町外に転出し、もしくは町内転居したとき、またはその住宅を譲渡し、もしくは貸し付けたとき。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216